

## 日本における微小粒子状物質に関する動向（その2）

- 日本では、粒子状物質に関する取組みとして、大気中に比較的長く浮遊し、呼吸器系に吸入される粒径 10 $\mu\text{m}$  以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して昭和 48 年に環境基準を定め、総合的な大気環境保全施策を進めた。
- 平成 19 年、東京大気汚染訴訟の和解で、国は、PM2.5 の健康影響評価について平成 19 年度中に取りまとめ、環境基準の設定も含めて対応について検討する、とした。
- 平成 20 年 4 月に取りまとめられた微小粒子状物質健康影響評価検討会報告書では、「不確実性の存在にかかわらず、総合的な評価をすると、微小粒子状物質が、総体として人々の健康に一定の影響を与えていることは、疫学知見ならびに毒性知見から支持される。」とのまとめがなされた。
- 平成 20 年 11 月に中央環境審議会大気環境部会の下に設置された微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会が、「微小粒子状物質の定量的リスク評価手法について」をとりまとめた。
- 平成 20 年 12 月、環境大臣が中央環境審議会に対して微小粒子状物質に係る環境基準の設定について諮問した。
- 平成 20 年 12 月、中央環境審議会大気部会に、微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会が設置された。

参考：環境省中央環境審議会大気部会の資料ほか